

京都府てんかん支援拠点病院指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は平成27年5月28日障発0528第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」に基づき、てんかん支援拠点病院（以下「支援拠点病院」という。）を指定し、京都府におけるてんかん診療連携体制の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において支援拠点病院とは、第3条により、京都府知事（以下「知事」という。）が指定した病院をいう。

(支援拠点病院の指定)

第3条 知事は、府内に所在するてんかんの治療を専門に行っている医療機関のうち、次の各号のいずれにも該当するものから、その申請により支援拠点病院として指定する。

- (1) 一般社団法人日本てんかん学会、一般社団法人日本神経学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本小児神経学会又は一般社団法人日本脳神経外科学会が定める専門医が1名以上配置されていること。
 - (2) 脳波検査やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。
 - (3) てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えること。
- 2 知事は府内1箇所に限り支援拠点病院を指定することができる。

(指定の手続)

第4条 指定を希望する病院は、京都府てんかん支援拠点病院指定申請書（様式第1号）及び京都府てんかん支援拠点病院事業計画書（様式第2号）により知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を受け、指定要件を満たしているかどうかについて審査を行う。
- 3 知事は、指定基準を全て満たしている病院の中から最も適当な医療機関の代表者に対して、てんかん支援拠点病院指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 前項の規定により指定することとした場合、指定の期間は単年度とする。ただし、翌年度以降において他の病院から指定の希望がなく、第6条による指定の辞退または第7条による指定の解除がなされていない場合、その指定を自動延長することとする。

(指定基準に係る申請内容の変更)

第5条 支援拠点病院は、当該指定に係る第3条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに京都府てんかん支援拠点病院変更届（様式第4号）を知事に届け出

なければならない。

(指定の辞退)

第6条 支援拠点病院が指定を辞退しようとするときは、辞退する日の属する月の前々月末までに京都府てんかん支援拠点病院辞退届（様式第5号）を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第7条 知事は、前条の届出書を受理した場合又は第9条より第12条に規定する業務等を実施できない時その他知事が必要と認めた時には、京都府てんかん支援拠点病院指定解除通知書（様式第6号）により指定を解除するものとする。

(協議会の設置及び役割等)

第8条 支援拠点病院は、協議会を設置しなければならない。

2 協議会は有識者等で構成し、支援拠点病院における事業計画の策定、事業の効果の指標の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ支援拠点病院に対し提言等を行う。

3 協議会は、てんかん対策の効果が検証可能なものとなるよう、事前に効果の指標を設定し、その指標に基づいて対策の効果を評価するものとする。なお、指標の評価に当たっては、少なくとも次の事項を含めること。

ア 支援拠点病院における相談件数（相談者の属性・相談内容・相談方法別（訪問・電話・メール等））

イ 相談後の対応方法（相談のみ、医療機関につないだ等）

ウ 患者属性（性・年齢別、発作型分類、外来・入院別、初発年齢等）

エ 受診後の患者への対応方法（外来での内服コントロール、入院での内服調整、外科治療等）

オ 治療期間（治療終了、治療中、治療中断別）

カ その他必要な事項

(支援拠点病院の業務)

第9条 支援拠点病院は、次に掲げる業務を実施しなければならない。

(1) てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療

(2) 府内の医療機関等への助言・指導

(3) 関係機関（精神保健福祉センター、府内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所公共職業安定所等）との連携・調整

(4) 医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施

(5) てんかん患者及びその家族、地域住民等へのてんかんに関する普及啓発

(6) 協議会の運営

(7) 協議会で定める指標に必要な数値等の集計・整理

(8) その他てんかん対策に必要な事項

(コーディネーターの配置)

第 10 条 支援拠点病院は、前条の業務を適切に行うため、コーディネーターを配置しなければならない。

2 コーディネーターは、当該支援拠点病院に従事する者であって、次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。

(2) てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること。

(3) 医療・福祉に関する国家資格を有すること。

(報告等)

第 11 条 支援拠点病院は、国若しくは国が指定する全国支援センター又は知事から求めがあった場合には、必要な事項を報告しなければならない。

(全国支援センターとの連携)

第 12 条 支援拠点病院は、国が指定する全国支援センターと密接に連携を図り、情報を共有するとともに、全国支援センターの求めに応じて協力を努めなければならない。

(指導・監督)

第 13 条 知事は、支援拠点病院の業務遂行について適宜、指導・監督を行う。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 10 日から施行する。